

平成 28 年 4 月 15 日
経 済 産 業 省
中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

各位

自家用電気工作物に係る電気事業法遵守の徹底について（お願い）

平素は、電気保安行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
電気は、国民生活や産業活動の基盤を担うエネルギーとして極めて重要な役割を果たしておりますが、その取扱いを誤ると感電や火災等の危険があります。このため、中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「当支部」という。）では、電気の安全を確保するため、電気事業法に基づいた業務を行っており、日頃より電気に起因する災害や被害の発生防止に努めているところです。

この度、当支部の業務に対して、近畿管区行政評価局の調査が実施され、自家用電気工作物の設置者や主任技術者等に対して、役割の重要性について、一層の指導及び周知方策の検討等を行うよう通知を受けました。

つきましては、「自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視の結果（通知）」に対する改善措置として、関係団体の皆様に対し改めて電気事業法の遵守の徹底等に係る周知をお願いする次第です。

貴団体におかれましては、当該内容を関係機関及び自家用電気工作物設置者へ周知していただければ幸いです。なお、周知にあたりましては、別添チラシをご活用ください。

「自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視の結果（通知）」

（総務省 近畿管区行政評価局 HP）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000405546.pdf

当支部 HPアドレス：

<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/top/index.htm>

【自家用電気工作物に係る電気事業法遵守の徹底について（お願い）】

<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/jikayou/syuuchi.htm>

問い合わせ先

中部近畿産業保安監督部近畿支部

電力安全課 自家用係

TEL：06-6966-6047

自家用電気工作物を設置するみなさまへ

電気事業法遵守の徹底について (お願い)

電気事業法では、自家用電気工作物※の設置者は、電気工作物の維持・保安規程の遵守・電気主任技術者の選任を求めています。

☆電気工作物を技術基準に適合するよう維持しなければならない。

☆保安規程を定め届け出なければならない。
また、変更したときは、遅滞なく、変更した事項を届け出なければならない。

☆電気主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届け出なければならない。

電気事業法の詳細な手続き、セミナーの開催等はHPやメールマガジンで周知しています。

※工場やビル等の600ボルトを超える電圧で受電する事業場や一定出力以上の発電設備を有する事業場など

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092

HPへは、
6文字で検索

メールマガジン配信登録は
QRコードからが便利です



自家用電気工作物を設置するみなさまへ

自家用電気工作物の 年次点検はお済みですか？

自家用電気工作物(※)の設置者は、電気事業法に基づき保安規程で定めた頻度で年次点検(停電点検)を実施しなければなりません。

適切な保安管理が行われない場合、重大な電気事故を引き起こす原因になります。

※工場やビル等の600ボルトを超える電圧で受電する事業場や一定出力以上の発電設備を有する事業場など

近畿支部管内の事故(平成26年度)

・感電死傷事故 15件

(例1)工場において電源線の末端部が未処理のため、接地不良であった作業用機械に接触し電流が流れ、従業員が当該設備に触れ感電死亡。

・波及事故 59件

(例1)高圧引込みケーブル絶縁不良のため、波及事故(周囲の需要家を停電させる事故)発生。

(例2)屋内電気室での雨漏りのため、計器用変圧器に水がかかり波及事故発生。

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092

工事をする際は必ず事前に

「電気主任技術者へ連絡」を しましょう。

○電気工事のみならず、看板設置工事や掘削作業を伴う工事など
他工事中の電気事故が急増しています。

○工事業者の方などが**死亡に至る事例も発生**していることから、
工事をする際には必ず事前に**「電気主任技術者へ連絡」**してください。

○必要に応じて**事前に打ち合わせを実施**し、安全を確保して工事
を行ってください。

最近の工事中の事故事例(近畿支部管内)

・感電死傷事故

(例1) 構内第1柱上の社名看板
掛け替え工事中に**感電し**、
当該電柱から落下して**死亡**。

(例2) 商業施設店舗の天井裏低圧
回路改修工事中に、充電中の
低圧配線に触れ、**感電死亡**。

(例3) 雨樋の修繕工事中、
高圧ケーブルに手が触れ、
感電負傷。

・波及事故

(例1) 掘削工事作業中、高圧ケーブル
を損傷させて**波及事故**(周囲の
需要家を停電させる事故)発生。

※同様の波及事故が多数発生しています。

参考URL: 当支部HP「工事中の感電死傷事故に関する緊急注意喚起」

(<http://www.safety-kinki.meti.go.jp/denryoku/2014/2014kandenkinkyuchuikanki.htm>)

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092

自家用電気工作物を設置するみなさまへ

外部委託Ver

自家用電気工作物の工事・維持・運用のすべてを外部委託先へ任せっきりにしていませんか？

自家用電気工作物(※)の設置者は、保安規程や委託契約書の内容を確認し遵守する義務があります。

- ★保安管理業務を行う者を確認する事
- ★月次・年次点検の結果(記録)に関し
確認・保存する事
- ★保安教育を受ける事 等

なお、設置者と外部委託先(保安法人等)は、直接契約する必要があります。

※工場やビル等の600ボルトを超える電圧で受電する事業場や一定出力以上の発電設備を有する事業場など

お問い合わせ先

経済産業省

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

TEL:06-6966-6047 FAX:06-6966-6092